

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムにつきましては、基本方針を以下のとおりとしております。なお、平成22年11月30日現在の整備状況につきましては、後述のとおりであります。

「会社の業務の適正の確保」に関する当社の基本方針

- 法令等遵守に関する基本方針
 - 法令等遵守に対する意識を徹底する
 - 法令等違反に対するチェック機能を強化する
 - 法令等違反が起こってしまった場合の迅速な対処と情報開示を適時適切に行う
 - 反社会的勢力との取引を根絶する
- 情報の保存および管理に関する基本方針
 - 情報保存管理の重要性の認識を徹底する
 - 重要情報の漏洩防止への取組みを強化する
 - 適時開示すべき情報の把握を徹底するとともに虚偽記載・重大な欠落を防止する
- 損失の危険の管理に関する基本方針
 - 企業活動の維持継続に障害となるリスクの認識・分析・評価を徹底する
 - リスク管理状況のモニタリングを強化する
 - 不測の事態の発生、顕在化の予兆に対する内部報告体制を充実させる
 - 不測の事態や事故等が発生した場合の迅速な対処と情報開示を適時適切に行う
- 取締役の効率的な職務執行に関する基本方針
 - 経営上の重要事項に関する審議、意思決定を適時適切かつ効率的に行う
 - 経営計画・事業目標における過度な効率性追求を排除し、会社の健全性とのバランスを認識した意思決定を行う
 - 業務権限規程に従い効率的な業務執行が行われるよう体制を整備する
- グループ全体の業務の適正に関する基本方針
 - グループ全体の役職員に対し企業理念・コンプライアンス意識の浸透を徹底する
 - グループ各社の経営課題の共有と解決に努める
 - 適時適切な情報交換によるグループ各社の内部統制体制を強化する
 - グループ全体にかかる財務報告の適正性を確保するための体制を強化する
 - グループを利用した不正な行為や通常でない取引を排除する
- 監査役による監査が実効的に行われるための体制に関する基本方針
 - 監査役を補助するために取締役から独立した使用人を提供する
 - 前項の使用人の人事異動・評価等に関しては監査役会の同意を得る
 - 重大な損失発生およびそのおそれがある場合や法令等違反・不正行為を役職員が発見した場合の監査役会への速やかな報告を徹底する
 - 取締役および重要な使用人から監査役への適時な報告を徹底する
 - 重要書類を適時に閲覧に供する
 - 内部通報があった場合には速やかに監査役に報告する
 - 取締役は監査役監査に対する理解と協力支援に努めるとともに、監査役からの指導事項について積極的に改善する
 - グループ全体の監査役監査の充実を果たすため、取締役は監査役に対して必要な協力を行う

当社グループが整備している「会社の業務の適正を確保するための体制」および当期(平成22年11月期)に実施した新たな整備内容

- 法令等遵守
 - 業務執行を行う取締役の監督のため、社外取締役1名が選任されており、また、監査役4名は全員が社外監査役であります。なお、当社は、東証の「上場会社コーポレートガバナンス原則」に従い、社外取締役1名、社外監査役4名の合計5名を、「独立役員」として届出済であります。
 - 常勤取締役および常勤監査役で構成されるコーポレートガバナンス会議を、毎月定期に開催し、より質の高いガバナンス体制の実現に向けた経営全般に跨る諸事項を協議検討しております(当期:12回開催)。また、部署長およびグループ各社のコンプライアンス責任者で構成されるコンプライアンス委員会において、啓蒙、研修、問題把握、対応策の協議等を行っており(当期:10回開催)、その内容は毎月の取締役会において報告されております。
 - 法令違反に対する意識の徹底とチェック機能強化のため、年度当初にコンプライアンス・プログラムを定め、各種研修、勉強会や規程等の整備を行っております(定例研修:コンプライアンス全般研修、インサイダー研修、金融商品取引業研修)。
 - 当期は、コンプライアンス委員を対象とした研修(「今求められるコンプライアンス・内部統制、CSRの統合的取組み」)を実施しております。また、「コンプライアンス規程」「インサイダー取引防止規程」の改定、「経営危機管理規程」「コンプライアンス委員会規程」の制定を行ったほか、月例で、コンプライアンス標語の募集・掲示、社内規程解説メルマガの配信を行っております。
 - 反社会的勢力との関わりを排除すべく、定例研修として反社会的勢力対応研修を実施しております。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、不当要求対応責任者を定めております。
 - 当期は、管理部門の反社チェック体制の整備など、反社チェック手法の更なる強化をいたしました。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を改訂しております。
 - 社内、社外の窓口を備えた内部通報制度を設けております。
- 情報の保存および管理
 - 取締役会および重要な会議・委員会ごとに事務局を定め、情報の保存管理の徹底を図っております。
 - 各部署担当執行役員で構成される情報開示委員会(当期:15回開催)において、東証からの通達等の検証を行い、適時開示情報の把握をするとともに、情報開示に際しては委員会の機動的な開催により、開示情報の適正性を審議するほか、開示に関する報告・確認シートを活用して開示情報の管理を行っております。なお、情報開示委員会の内容は、毎月の取締役会において報告されております。
 - 重要情報については、文書保存規則に則り、検索性の高い状態で保存しております。
 - 当期は、前期に引き続き、情報セキュリティの強化を行ったほか、第三者機関による金融商品取引法上の内部管理態勢に係るアセスメントを実施し、各種規程の整備を行っております(「個人情報保護規則」の改定、「情報資産管理の基本方針」「人事情報管理規則」「機密情報管理規則」「個人情報情報漏洩事故等にかかる危機管理細則」の制定)。
 - 情報保存管理の重要性の認識を徹底し、重要情報の漏洩防止への取組みを強化するため、また、前記(3)の規程整備の周知のため、「情報資産管理研修」を実施いたしました。
 - 当期は、義務化前の任意開示として、「株主総会における議決権行使の結果」を開示いたしました。
- 損失の危険の管理
 - 各部署担当執行役員およびグループ各社のリスク管理責任者で構成されるリスク管理委員会において、グループ全体のリスクの認識・分析・評価、個別事象の情報収集と対策の協議を行っております(当期:12回開催)。なお、リスク情報についてはコーポレートガバナンス会議において常勤取締役から常勤監査役に定例報告し、また、リスク管理委員会の内容は、毎月の取締役会において報告されております。
 - 不測の事態の発生、顕在化の予兆に対する内部報告体制の充実のため、年度当初にリスク管理プログラムを定め、「リスクの評価・分析」「リスクへの対応策の立案・実施」「対策の有効性・機能のチェックの見直し」「対策の周知」のリスクマネジメントサイクルを実行しております。
 - 当期は、財務報告に係るリスク評価項目の検証(四半期ごと実施)のほか、外部コンサルタントによるリスクアセスメントの実施と分析を行い、事業継続計画(BCP)の検討を開始いたしました。
 - リスク管理規程の定めに従い、平時ならびに緊急時の対応方法をルール化しております。
 - 当期は、「震災対策マニュアル」「消防計画・防火管理組織」を改訂し、事故発生時に対応すべき「緊急時の連絡ルール」を徹底いたしました。
- 取締役の効率的な職務執行

- (1) グループ全役員に経営方針や目指すべき方向性を周知徹底するために企業理念を掲げ、その理念に沿った中期経営計画ならびに単年度事業計画を定めております。
経営計画や事業目標を達成するために、四半期ごとに単年度計画の進捗を確認しており、その内半期ごとの確認会には中堅リーダーであるマネージャー層を参加させて経営方針の周知を図っております。
- (2) 毎月定時に開催される取締役会の他、四半期決算を承認する臨時取締役会をはじめ、迅速な意思決定を行うための臨時取締役会を必要に応じて開催しております(当期:定時12回、臨時(四半期決算含む)6回開催)。
- (3) 取締役会における審議を効率的かつ充実したものにするために、取締役会開催前に全執行役員ならびに監査役(陪席)が参加する経営会議を行い、詳細検討に努めております(当期:定時24回、臨時3回開催)。
- (4) 金商法上の内部管理態勢強化のため、内部管理業務の所管部署を総務人事部に変更し、関連規程を改定しております。

5. グループ全体の業務の適正

- (1) グループ各社に対して、当社(親会社)と同レベルの内部管理体制の構築を求め、必要に応じて支援策を講じており、財務報告の適正性確保のための当社内部監査部による独立性評価や、臨時内部監査を実施しております。
当期は、グループ間の連携強化・業務効率化のため、拠点の異なっていた子会社を当社と同じ拠点に集約するとともに、同社に当社から社外取締役を派遣した結果、グループ全社への取締役派遣となりました。
- (2) グループ各社の経営状況は毎月の経営会議で報告を受け、また、経営企画部主催の関係会社会議において毎月の詳細状況や個別問題を把握しております。
- (3) 当社の監査役が主催する「グループ会社監査役連絡会」(半期ごと開催)に対して、必要な協力を行っております。
- (4) 各種研修、リスク診断など、グループ全社、全役員を対象に実施しております。また、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会にグループ各社の責任者を出席させております。
- (5) グループ間での重要な取引は当社取締役会に事前報告させるルールを整備しております(当期は該当なし)。

6. 監査役による監査が実効的に行われるための体制

- (1) 監査役による職務を補助するために内部監査部を担当部署と定め、監査役による職務の補助ならびに監査役会事務局の業務を行わせております。
- (2) 上記(1)の業務は直接監査役からの指示命令に従う体制であり、また、人事評価や担当者の人事異動に関しては、監査役会の同意を得て実施しております。
- (3) 定時・臨時の取締役会の他、毎月2回定時および必要に応じて臨時に開催される経営会議に監査役による陪席を得、取締役ならびに執行役員が適時適切な報告を行っております。また、業務監査や取締役会・経営会議の中で監査役から指摘を受けた事項については、可及的速やかに対処するとともに、3ヶ月に一度、取締役会において進捗を報告しております。監査役から閲覧の求めのあった書類については、速やかに提供しております。
- (4) 常勤監査役に対して、コーポレートガバナンス会議において経営全般に関する諸問題を報告している他、代表取締役は毎月1回、他の取締役は四半期ごとに1回、その他の重要な使用人は半期に1回の面談において担当職務に関する報告を実施し、グループ会社の社長・役員と当社常勤監査役との面談も実施しております(子会社各1回)。また、企業活動の維持継続において重大なリスクに発展する可能性のある事象や予兆のほか係争事項、事故、クレーム等の個別事案につき適時適切に監査役に報告しております。
- (5) 取締役は、年度毎の監査役監査計画の説明を受け、その理解と協力に努めております。
- (6) 四半期決算ごとに実施される「監査法人からの取締役への監査結果説明会」に監査役が陪席し、報告内容およびそれに対する取締役の対応を確認しております。
- (7) 三様監査の充実のため、定期的に「会計監査人から監査役(会)への報告会」「監査役・内部監査部意見交換会」が開催されております(当期:会計監査人と6回、内部監査部と6回開催)。
- (8) グループ全体の監査役監査の充実を果たすため、半期ごとのグループ会社監査役連絡会の開催に対し、必要な協力を行っております。
- (9) 内部通報は全て速やかに監査役に報告される体制を整備しております(内部通報が無い場合はその旨を月例報告)。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じ、実際に反社会的勢力とトラブル等が発生した場合には、毅然と立ち向かうことといたしております。

平時においては、取引の開始時には、取引先が反社会的勢力でないことを必ず確認することとし、有事においては、個人で対応することなく、総務人事部(不当要求防止責任者を設置)と連携して組織で対応するとともに、顧問弁護士や、所轄の警察当局とも連携することとしております。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しているほか、「コンプライアンス・ガイドブック」において反社会的勢力との関係遮断の基本方針と具体的な行動のチェックポイントを定め、年に1回反社会的勢力対応研修を実施し、社員教育を行っております。